

平成28年

○東京学芸大学学生キャリア支援室要項の一部を改正する要項

改正理由

第3期中期目標・中期計画を達成するため所要の改正を行うものである。

承認経過

平成28年4月22日	学生キャリア支援室会議	審議・承認
平成28年5月23日	学生支援センター運営会議	審議・承認
平成28年5月27日	学長決裁	

東京学芸大学学生キャリア支援室要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成28年 5 月 27 日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

東京学芸大学学生キャリア支援室要項の一部を改正する要項

東京学芸大学学生キャリア支援室要項（平成26年 2 月 27 日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学学生キャリア支援室要項の一部改正について

改正理由：第3期中期目標・中期計画を達成するため所要の改正を行うものである。

改 正 (案)	現 行
[省略] (職員) 第4条 室に、室長、専任教員及び兼任教員のほか、必要な職員を置く。 2 兼任教員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。 (1) 各学系の教授会構成員のうちから選出された者 各4名 <u>(2) 大学院研究科運営委員会から選出された者 4名</u> <u>(3) その他必要に応じて学生支援センター長が委嘱する者 若干名</u> 3 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。 4 第1項に定める職員のほか、必要に応じて東京学芸大学特命教授等に関する規程（平成16年規程第48号）第2条に定める特命教授等を置くことができる。 第5条～第6条 [省略] (事務) 第7条 室に関する事務は、関係部課等の協力を得て、学務部<u>キャリア支援課</u>が処理する。 第8条～第9条 [省略] <u>附 則</u> <u>この要項は、平成28年5月27日から施行し、平成28年4月1日から適用する。</u>	[省略] (職員) 第4条 室に、室長、専任教員及び兼任教員のほか、必要な職員を置く。 2 兼任教員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。 (1) 各学系の教授会構成員のうちから選出された者 各4名 <u>(2) その他必要に応じて学生支援センター長が委嘱する者 若干名</u> 3 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。 4 第1項に定める職員のほか、必要に応じて東京学芸大学特命教授等に関する規程（平成16年規程第48号）第2条に定める特命教授等を置くことができる。 第5条～第6条 [省略] (事務) 第7条 室に関する事務は、関係部課等の協力を得て、学務部<u>学生課キャリア支援室</u>が処理する。 第8条～第9条 [省略]